

平成 26 年 5 月 8 日

研究論文の疑義に関する調査委員会の調査結果に対する
不服申立ての審査結果を受けて

理事長 野依良治

今般、研究論文の疑義に関する調査委員会（以下「調査委員会」）から、平成 26 年 3 月 31 日付調査結果に対する不服申立てに関し、再調査は行わないとの結論に至った旨の報告を受けました。

調査委員会の審査結果は、慎重に検討を重ねた上での結論であると承知しており、研究所は、この報告を受け、再調査は行わないことを決定し、不服申立て者に対し、このことを通知するとともに、研究不正と認定された論文一篇について、取り下げの勧告を行いました。今後、研究所の規程に基づき必要な措置を講じてまいります。

なお、本調査委員会の委員が発表した過去の研究論文について、研究不正の疑義があると指摘を受けていますが、調査委員会のこれまでの調査については、適確に対応頂いたと受け止めており、結論に影響するものではないと判断しています。理研に所属する委員にかかわる疑義については、理研の規程に基づき対応してまいります。外部委員の場合には、それぞれの所属機関の規程に基づく対応となります。

改めて今回の事案を厳粛に受け止め、研究不正行為の防止と、研究活動に対する信頼回復に努めてまいります。